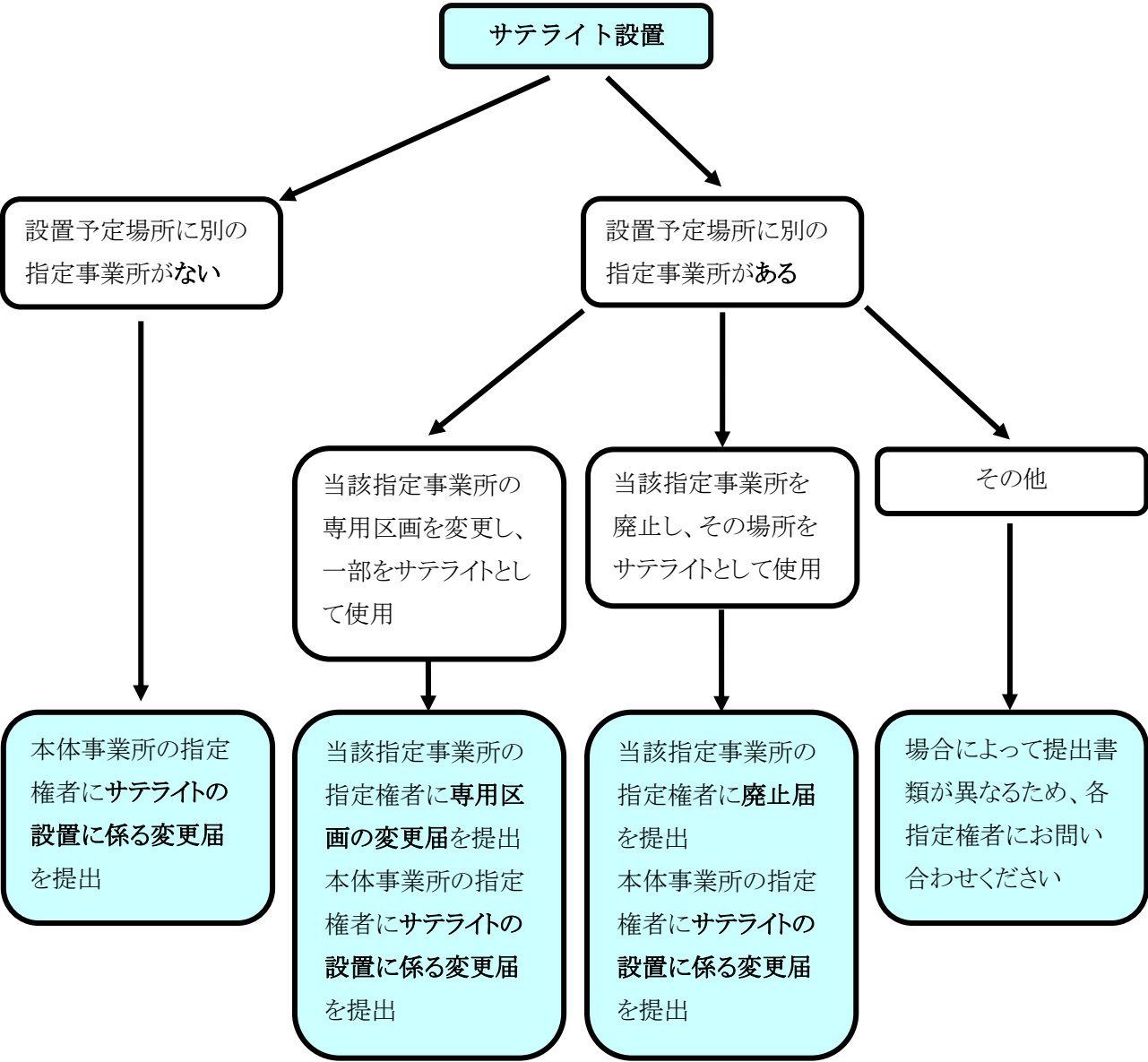


訪問看護ステーションが出張所（サテライト）を設置する場合の届出について

1. 必要な届出について

サテライトの設置方法によって、以下の通り必要な届出が異なります。



## 2. サテライトの設置に係る基準・要件について

### (1) 設置場所について

- 大阪府内に限り、サテライトの設置を認めます。(他の都道府県には設置不可)

### (2) 人員基準について

- 主たる事業所及び出張所全体で基準を満たしているかを判断しますが、「看護職員が常勤換算で2.5人以上」の人員基準は、主たる事業所単独で満たすよう配置してください。

#### 【参考：訪問看護ステーションの人員基準】

職種	資格要件	配置基準
管理者	<ul style="list-style-type: none"><li>・保健師、看護師</li><li>・医療機関における看護、訪問看護又は老人保健法第19条及び健康増進法（平成14年法律第103号）第17条第1項の規定に基づく訪問指導の業務に従事した経験のある者</li><li>・保健師助産師看護師法第14条第1項及び第2項の規程により業務の停止を命ぜられ、業務停止の期間終了後2年を経過しない者に該当しない者</li></ul>	専らその職務に従事する常勤の者1名
看護職員	保健師、看護師、准看護師	常勤換算方法で2.5以上（うち、1名は常勤のこと）
理学療法士、作業療法士又は言語聴覚士	（理学療法士、作業療法士又は言語聴覚士による訪問看護を実施する場合に配置）	実情に応じた適当数

### (3) 設備基準

- 主たる事業所とは別に、「事務室、訪問看護の提供に必要な設備、備品、感染症予防に必要な設備・備品」の確保が必要です。

#### (4) 運営上の基準

○ 基準省令 解釈通知「第2 総論 第1 事業者指定の単位について」

事業者の指定は、原則としてサービス提供の拠点ごとに行うものとするが、例外的に、待機や道具の保管、着替え等を行う出張所等であって、次の要件を満たすものについては、一体的なサービス提供の単位として「事業所」に含めて指定することができる。

- ① 利用申込みに係る調整、サービス提供状況の把握、職員に対する技術指導等が一体的に行われること。
- ② 職員の勤務体制、勤務内容等が一元的に管理されること。必要な場合に随時、主たる事業所や他の出張所等との間で相互支援が行える体制（例えば、当該出張所等の従業者が急病等でサービスの提供ができなくなった場合に、主たる事業所から急遽代替要員を派遣できるような体制）にあること。
- ③ 苦情処理や損害賠償等に際して、一体的な対応ができる体制にあること。
- ④ 事業の目的や運営方針、営業日や営業時間、利用料等を定める同一の運営規程が定められること。
- ⑤ 人事、給与・福利厚生等の勤務条件等による職員管理が一元的に行われること。

### 3. その他について

#### 請求方法関係

【訪問看護の出張所に係る地域区分の適用について】

A市（1 級地）に本拠地のある訪問看護事業所が、B市（3 級地）に出張所（サテライト事業所）をもっている場合、この出張所に常勤している訪問看護師が行う訪問看護は、地域区分として3 級地で請求することになるのか。

(答)

本拠地の1 級地ではなく、訪問看護を提供した出張所（サテライト事業所）の地域区分である3 級地の区分で請求することになります。

明細書の記載としては、「請求事業者欄」には、事業所番号が附番されているA市にある事業所の状況を記載することになりますが、給付費明細欄にある「摘要欄」に「ST」（サテライト事業所の略称の意味）を記載し、「請求額集計欄」にある「単位数単価」は3 級地の単位を記載します。